

流通システム標準普及推進協議会設立総会
次 第

● 日時:平成 21 年 4 月 28 日(火)15 時～18 時 30 分

● 場所:ホテルフロラシオン青山

東京都港区青山 4-17-58

電話 03-3403-1541

●次第

【第1部】総会(15 時～16 時) <1 階・ふじ>

1. 開会の辞
2. 来賓祝辞
3. 経過報告
4. 議事
 - (1)会則案について
 - (2)特別会員の選任について
 - (3)役員の選任について
 - (4)平成 21 年度事業計画案について
5. 閉会

配付資料

資料1 経過報告

資料2 議事資料

参考資料 支援会員向けアンケート票

【第2部】記念講演(16 時 15 分～16 時 45 分)

流通システム標準に期待すること

講師:国立情報学研究所 教授 浅野正一郎氏(流通システム標準普及推進委員会委員長)

【第3部】懇親会(17 時～18 時 30 分) <3階・孔雀>

【第1号議案】

流通システム標準普及推進協議会 会則案

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、流通システム標準普及推進協議会と称する。

2 本会の英語名称を Supply Chain Standards Management & Promotion Council とする。

(目的)

第2条 本会は、消費財等の流通サプライチェーンの業種、業態の枠を越えた流通システムの標準化を推進することで、流通サプライチェーンの全体最適化と業務効率化を実現し、もって顧客満足度の向上と企業の社会的責任の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を果たすため、流通システム標準の開発・維持管理、導入支援・普及推進、及び外部機関等からの要請に応じた標準化に関する検討等を行う。

(事務局)

第4条 本会の事務は、(財)流通システム開発センターが行う。

第2章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会は、次の会員から構成される。

(1)正会員 本会の設立趣旨に賛同して入会した複数の企業又は団体から構成される非営利の組織

(2)支援会員 本会の設立趣旨に賛同して入会した個人、企業又は複数の企業若しくは団体から構成される組織のうち正会員でないもの

(3)特別会員 大学、団体、研究機関等に属する有識者であって、本会の要請により入会した者

2 正会員の構成員であるものは、支援会員となることはできない。

(入会)

第6条 本会の正会員、支援会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を本会に提出することにより申込みをし、運営委員会の承認を得なければならない。

(会員の義務)

第7条 正会員は、本会が行う流通システム標準の開発・維持管理、普及推進活動に協力するとともに、自ら流通システム標準の普及に努めるものとする。

2 支援会員は、流通システム標準の普及推進活動に協力するとともに、自社の製品・サービスに関する情報の提供に努めるものとする。

(退会)

第8条 本会から退会しようとするものは、別に定める退会届を本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

(1) この会則その他の規程に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をするなど会員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、死亡し、又は解散したときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の設定)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計監事 2名以内

(職務)

第12条 会長は本会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計監事は、会則第25条に定めた費用を会員から徴収した場合、その徴収分の会計について監査し、総会に報告する。

(選任)

第13条 前条の役員は、正会員の代表者又は特別会員の中から、運営委員会の推薦により総会で選任する。

2 会長、副会長及び会計監事は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

第14条 役員任期は、第13条第1項により選任された日から2年後の総会の日までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

- 2 前項第2号の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第16条 役員は、無報酬とする。ただし、特別会員の役員に限り、会議出席に応じた報酬を支払うことができる。

第4章 会議

(会議の種別)

第17条 本会に総会、運営委員会及び部会を置く。

- 2 部会は、その議決により、ワーキング又はタスクを設置することができる。

(総会)

第18条 総会は本会の最高意思決定機関であり、本会則の他の規定で定められた決議を行うほか、次の事項について決議する。

- (1) 会則の変更
 - (2) 事業計画及び事業報告の承認
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他、本会の運営上特に重要な事項
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、すべての会員をもって構成する。ただし、議決権は正会員のみが行使できる。
 - 3 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後75日以内に開催する。臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、会長がこれを召集する。
 - (1) 運営委員会が必要と認めた時
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時
 - 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会)

第19条 運営委員会は、総会で審議する事項の原案を作成するほか、次の活動を行う。

- (1) 部会の設置及び廃止、部会委員の選任
 - (2) 部会活動に対する助言、指導、監督
 - (3) 会員の入会審査・承認
 - (4) 外部機関等からの要請に対する対応の決定
 - (5) 業務運用規程の制定及び改定
 - (6) その他、会の運営に関して必要な事項の検討
- 2 運営委員会は、正会員から当該組織の代表として推薦を受けた者のうち、総会で選任された20人以内の委員をもって構成する。
 - 3 運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 運営委員会に運営委員長を置き、運営委員長は運営委員の互選により定める。
 - 5 運営委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。

(部会)

第20条 部会は、本会の運営及び活動に必要な、以下の事項の検討及び調整等を行う。

- (1) 運営委員会が定めた設置目的に則した事項の検討及び対応決定
 - (2) 運営委員会への検討結果及び対応結果の報告
 - (3) ワーキング又はタスクの設置及び廃止の決定、ワーキング委員又はタスク委員の選定、ワーキング又はタスクにおける検討結果の承認
- 2 部会は、正会員から当該組織の代表として推薦された者のうち、運営委員会で選任された委員によって構成する。
 - 3 部会の検討内容によっては、支援会員から当該組織の代表として推薦された者を委員として参加させることができる。
 - 4 部会委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 部会に部会長を置き、部会長は部会委員の互選、運営委員会の承認により決定する。
 - 6 部会の議長は部会長がこれにあたる。
 - 7 部会の下にワーキング又はタスクを設置する場合、ワーキングに座長を、タスクにリーダーを置く。座長及びリーダーは、ワーキング又はタスク委員の互選、部会の承認により決定する。

(定足数)

第21条 総会及び運営委員会は構成する正会員及び委員の3分の2以上、部会は構成する委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

- 第22条 総会において正会員は各1個の議決権を有する。
- 2 運営委員会及び部会において委員は各1個の議決権を有する。
 - 3 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - 4 運営委員会、部会の議決は所属する委員の過半数をもって決することを前提とするが、製・配・販のいずれかに属する委員の過半数が反対を表明した議案の取り扱いについては、別途業務運用規程において定めるところによるものとする。

(書面表決等)

- 第23条 やむをえない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または代理人に表決権を委任することができる。
- 2 代理人はその権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第21条及び前条第3項の規定の適用については出席したものとみなす。
 - 4 やむをえない理由のため、運営委員会、部会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決を行うものとする。
 - 5 前項の規定により表決権を行使する委員は、第21条及び前条第4項の規定の適用については出席したものとみなす。
 - 6 各会議は、書面または電子的な通信手段により、連絡、議決をすることができる。

(議事録)

第 24 条 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 会議構成員の現在数
- (3) 会議に出席した会議構成員数(書面または代理人による表決の場合は、その旨)
- (4) 議題
- (5) 議事の経過の概要

2 総会においては、議長および出席した会員(代理人を含む)の中から議事録署名人 2 名以上を選任し、署名人が記名押印しなければならない。

第 5 章 事業および会計

(事業費)

第 25 条 本会の運営及び事業の実施に要する経費は、(財)流通システム開発センターの事業費予算によって支弁される。ただし、(財)流通システム開発センターの予算を超える場合は、会員からの徴収を妨げない。この場合においては、総会での議決を得なくてはならない。

(事業年度)

第 26 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画)

第 27 条 本会の事業計画書は、運営委員会の審議を経て、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむをえない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、運営委員会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から 75 日以内に総会の議決を得るものとする。

(事業報告)

第 28 条 本会の事業報告書は、毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、運営委員会の審議を経て、当該事業年度終了後原則として 75 日以内に総会の議決を得なければならない。

第 6 章 知的財産権および情報の取扱い等

(知的財産権)

第 29 条 本会の活動の成果物に対する著作権その他一切の知的財産権は、その利用権(複製権・改変権・利用許諾権等を含む)も含めて、本会に帰属するものとする。

2 ただし、前項の成果物の中に第三者の知的財産権の対象物が含まれる場合、運営委員会の決議に基づき、当該第三者との間で必要な取決めを行うものとする。

3 その他、本会の活動の成果物の知的財産権に関する事項は、運営委員会の決議により処理する。

(情報提供または公開)

第 30 条 公開された流通システム標準は、誰もが無償で利用できるが、その利用によって損害等が生じても本会は補償等を行わない。

- 2 会員は、会議体に参加していない者または組織に対して、本会の活動成果が公開される前にその検討過程の情報提供をしてはならない。
- 3 ただし、会員または本会にとって利益となる情報で、運営委員会の承認を得たものはこの限りではない。

(守秘義務)

- 第 31 条 会員は、本会の活動を通じて知り得た他の会員の営業、ノウハウ、技術に関する情報を当該会員の了解無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。
- 2 ただし、知得する以前に既に公知となっている場合、または知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合は、この限りではない。

第 7 章 その他

(会則の変更)

- 第 32 条 この会則は、総会において正会員の 3 分の 2 以上の議決を得て変更することができる。

(業務運用規程)

- 第 33 条 本会の運営に必要な事項は、本会則に定める場合のほか、運営委員会の議決を得て別途、業務運用規程として定めることができる。

附則

本会則は、平成 21 年 4 月 28 日より施行する。

解説: 会則で使用されている用語の説明

・消費財等

最終消費者の使用を想定した商品のこと。「等」としているのは、外食産業等に提供される業務財や原材料、並びに流通業が購入する資材や消耗品も含むため。

・流通サプライチェーン

流通を担う製（メーカー、生産者・出荷団体等）・配（卸売業）・販（小売業）が互いに連携しながら流通の諸機能を果たしている全体の姿のこと。

・全体最適

総体として価値や効果が最大な状態であり、流通サプライチェーンにおける全体最適とは、消費者に対して適品を的確な情報と適正な価格で提供できる状態をいう。ただし、サプライチェーンに関わる企業の適正な利潤を確保する必要がある。

・業種

企業を主な取扱い商品の種類で分けて見た際の呼び方。酒類・加工食品、日用品・化粧品、アパレル、生鮮食品、医薬品等。

・業態

製・配・販の違い、あるいは小売業の中でも GMS、食品スーパー、百貨店、ドラッグストア、ホームセンター等の違いから見た際の呼び方。

なお、業種や業態ごとの企業群の集合体を「業界」と総称する。

・流通システム標準

(1) 流通システム標準化事業（経済産業省平成 18, 19, 20 年度事業）で検討・策定された標準

① 流通ビジネスメッセージ標準関連

- ・ 標準メッセージ（業務ごとに必要とされるメッセージを構造化したデータ項目群として記述したもの）
- ・ XML スキーマ（標準メッセージを企業間で交換するためにシステム向け言語に翻訳したもの）
- ・ 業務プロセスモデル（標準メッセージの対象となるプロセスの定義）
- ・ データ項目辞書（標準メッセージで使用するデータ項目の定義）
- ・ 各種ガイドライン（流通ビジネスメッセージ標準の利用方法等を記述したもの）

② 商品マスタデータ関連

- ・ 商品マスタデータ項目（製・配・販で共有される商品マスタ項目の定義）
- ・ XML スキーマ（標準商品マスタ項目をデータプール間で交換するためにシステム向け言語に翻訳したもの）

③ 通信基盤関連

- ・ 通信プロトコルとセキュリティに関する標準化ガイドライン（標準メッセージを交換する際のネットワークシステム等の設定方法を記述したもの）

④ その他

- ・ 標準物流ラベル等（流通ビジネスメッセージ標準と連携した物流ラベルや付帯帳票の標準モデル）

(2) 上記標準に対して協議会が変更等を行ったもの

(3) 正会員および（財）流通システム開発センターからの新規開発要請に応じて検討を行う標準

(4) 外部機関からの要請に応じて検討を行う標準

【第2号議案】

特別会員の選任

「流通システム標準普及推進委員会」並びに「協議会設立準備委員会」の委員長を務められた国立情報学研究所の浅野正一郎教授を、会則第5条による特別会員として選任する。

【第3号議案】

役員を選任

会則第11条による役員として、下記3名の方々を選任する。

(氏名敬称略)

役職	氏名	所属・役職	会員種別
会 長	浅野 正一郎	国立情報学研究所 アーキテクチャ科学研究系教授	特別会員
副会長	井上 淳	日本チェーンストア協会 専務理事	正会員
副会長	奥山 則康	社団法人 日本加工食品卸協会 専務理事	正会員

なお、任期は平成23年度総会までの2年間。(会則第14条)

【第4号議案】

平成 21 年度事業計画案

1. 基本方針

流通システム標準普及推進協議会の初年度は、経済産業省の流通システム標準化事業の成果を引き継ぎ、早期に普及の軌道に乗せる重要な年であることを認識し、以下のような活動を重点的に行う。

まず、流通ビジネスメッセージ標準（流通BMS）については、旧来の手順（JCA手順等）からの早期移行が望まれていることから、業界活動と連携をとりつつ、検討中のメッセージを早期に確定することによって、本来の維持管理業務の確立を図る。

同時に、標準として確定した仕様を早期に普及させるために、流通システム標準化事業で行われてきた普及推進活動を継続し、発展させる。特に、中小流通業向けの普及策を検討する部会を設置し、標準の普遍的な利用を図る。

また、協議会の活動をより強固なものとするために、経済産業省と連携を図りながら、法的・制度的な面の整備を行う。それによって、流通システム標準の適切な利用を促進し、不適切な使用を抑制する活動を展開していく。

2. 流通システム標準の開発・維持管理事業

流通システム標準の開発・維持管理は、対象となる標準仕様ごとに部会を設置して行う。

(1)メッセージメンテナンス部会

商品マスターデータを除く流通BMSのメッセージや各種ガイドラインに関する維持管理業務を行う。

(注) 標準の維持管理業務とは、既定標準仕様に対する正会員からの変更要求（新規開発や追加・変更の要求）を受けて、対応策の検討と決定及び関係するガイドラインの改訂を行い、変更された新しい標準仕様の公開決定までの業務を指す。以下の3部会も同じ。

(2)商品マスターデータ部会

商品マスターデータの授受に関する流通BMSのメッセージやガイドラインの維持管理業務を行う。また、流通BMSを含む各種の商品マスターデータ伝達システムで共通に利用できる標準的な商品マスターデータ項目に関する維持管理業務を行う。

(3)物流システム部会

流通BMSメッセージと連携した物流ラベルと付帯帳票の運用ガイドラインに関する維持管理業務を行う。

(4)技術仕様部会

流通BMSの標準メッセージを通信回線で交換する際のネットワーク技術や情報処理技術に関するガイドラインの維持管理業務を行う。

3. 流通システム標準の導入支援・普及推進事業

流通システム標準の導入支援・普及推進は、会員からの要請に応じて行う活動と、協議会が主体となって行う活動に大別することができる。

(1)会員の要請に応じて行う活動

①業界団体等の検討活動への支援

正会員の要請に応じて、業界団体等の検討会議体へ専門家を派遣する。

②個別説明の実施

正会員の要請に応じて業界団体等の主催で行われる各種説明会に講師を派遣する。

③相談窓口の運営

会員からの各種問合せや相談を受け、適宜対応する。

(2)協議会が主体となって行う活動

①普及セミナーの開催

全国主要都市（数カ所）で、流通システム標準の説明を半日プログラムで行う。開催時期は、流通BMSの標準仕様が出揃う10月以降を予定している。

②流通BMS講座の開催

流通BMSのシステム導入の解説（導入編）を中心に、基礎編、生鮮編を織り交ぜてそれぞれ1日プログラムで開催する。（東京は定期開催。大阪でも各編を1回ずつ開催）

③フォーラムの開催

11月に1日かけて、各種セミナーやパネルディスカッションのほか、支援会員による流通システム標準関連機器ソフト/ネットワークサービスの展示も予定している。

④会報の発行

5月から隔月で会報を発行する。第1号は設立総会の模様を中心に構成、第2号以降は協議会の活動報告、会員紹介、専門用語解説などを予定している。

⑤広報普及資料の作成

協議会の活動を紹介したリーフレットや流通システム標準を一般向けに分かり易く解説した概説書を作成し、配付する。

⑥ホームページの運営

5月下旬を目処に協議会の専用ページを開設する。一般向けの公開ページと会員専用のページで構成する。

(3)普及推進部会の設置

導入支援・普及推進事業は、事業計画に沿って事務局が実行計画を立て、運営委員会の助言を得ながら進めることとしている。

一方、中小流通業に特有の課題について、実効性のある普及策を検討する専門の会議体として普及推進部会を設置し、中小流通業への導入促進を図る。

4. 法的・制度的な面の整備

協議会の活動をより強固なものとするために、経済産業省と連携を図りながら、法的・制度的な面の整備を図っていく。

(1)商標権の登録

流通BMSの商標権については、その著作権を有する経済産業省の判断（その権利を実際にコントロールする主体が取得すべき）で、本協議会に代わって(財)流通システム開発センターから下記内容で出願している。（出願者は個人または法人であることが必要なため）

- ・ 文字商標 2 種（流通ビジネスメッセージ標準、流通BMS）

《出願日：平成21年1月14日》

- ・ 図形商標 1 種（流通BMSのロゴマーク。下掲）

《出願日：平成21年4月10日》



今後、流通BMSの適合性を判断できるチェックリストを公開し、自社製品やサービスへの「自己適合宣言」を行った支援会員企業に対して、商標権及びロゴマークの使用許諾を与えることで、適切な利用促進と不適切な使用の抑制を図っていく。

(2)JIS化に向けた活動

経済産業省では、策定した流通システム標準を強力に推奨していくとともに、協議会をその唯一の維持管理組織として位置づけ、権威づけていくためのバックボーンとなるものとして、工業標準化法に基づく通則・制度の規格化（JIS化）の準備を進めている。

JIS制定に当たっては、まずその前段とも言えるTS（Technical Specification=標準仕様書）の認定を目指して、4月開催の日本工業標準調査会・標準部会に「流通システム標準の策定および維持管理に関わる組織の要件」として諮問し、承認されたところである。

本協議会としては、上記TSの官報公示を待って必要な対応（自己適合宣言等）を行っていく。

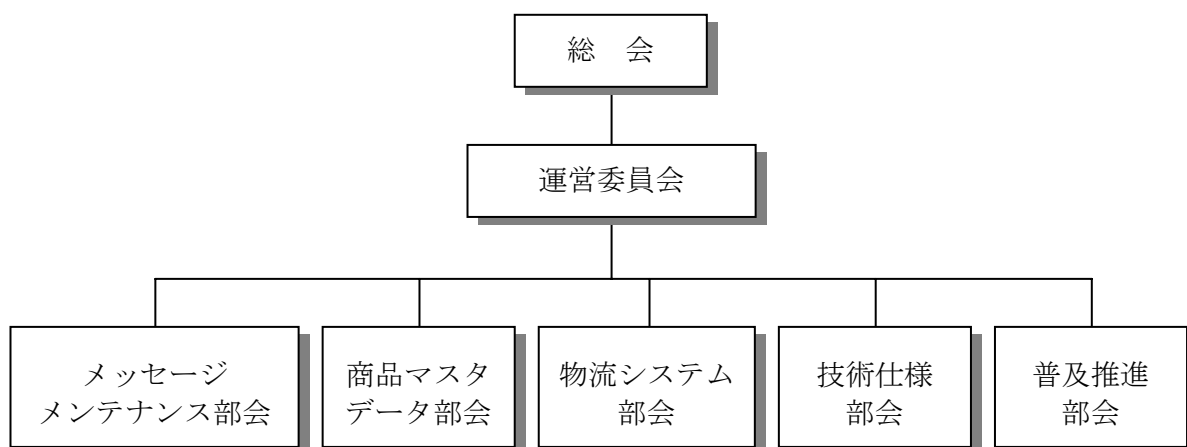
(3) 協議会としての規程整備

協議会活動の基本的な運営ルールは会則に記載されているが、業務運用上の細則については、運営委員会の議決を得て業務運用規程として定める予定である。(会則第 33 条)すでに設立準備活動の過程で下記のような内容を検討しており、これを早期に確定することによって、協議会活動に支障が出ないようにする必要がある。

【業務運用規程案の内容】

- ・ 会議体の運営
運営委員会や部会に委員として参加するための方法や資格要件 等
- ・ 各業務の運用方法
開発・維持管理事業、導入支援・普及推進事業ごとに業務フローを説明
- ・ 情報の利用方法
情報の公開と会員限定の範囲、会員に付与された I D、パスワードの管理方法 等

(参考) 平成 2 1 年度の事業実施体制



※ 必要に応じて、各部会の下にワーキングやタスクを設置することができる。

※ (財)流通システム開発センターが協議会業務全般の事務作業を行う。

【報告事項】

1. 正会員入会状況(平成21年4月23日現在。44団体)

(財)家電製品協会	(社)全日本文具協会	日本石鹸洗剤工業会
酒類加工食品企業間情報システム研究会	全日本薬種商協会	(社)日本専門店協会
食肉流通標準化システム協議会	(社)大日本水産会	日本チェーンストア協会
(財)食品産業センター	(社)日本アパレル産業協会	日本チェーンドラッグストア協会
(財)食品流通構造改善促進機構	(社)日本医薬品卸業連合会 大衆薬卸協議会	(社)日本トウ・イト・ユアセルフ協会
(財)生活用品振興センター	(社)日本衛生材料工業連合会	日本歯磨工業会
全国医薬品小売商業組合連合会	日本OTC医薬品協会	日本ハム・ソーセージ工業協同組合
全国卸売酒販組合中央会	(社)日本加工食品卸協会	日本百貨店協会
全国菓子卸商業組合連合会	(社)日本玩具協会	(社)日本フードサービス協会
全国化粧品日用品卸連合会	日本化粧品工業連合会	日本文紙事務器卸団体連合会
(社)全国スーパーマーケット協会	日本GCI推進協議会	日本ボランティア・チェーン協会
(社)全国中央市場水産卸協会	有限責任中間法人 日本出版インフラセンター	(社)日本レコード協会
(社)全国中央市場青果卸売協会	日本スーパーマーケット協会	(社)日本ロジスティクスシステム協会
全日本菓子協会	(社)日本スポーツ用品工業協会	協同組合 ハウネット
全日本履物団体協議会	日本生活協同組合連合会	

2. 運営委員会委員名簿

(氏名 50音順、敬称略)

氏名	所属・役職	団体名
石井 康信	和気産業(株) 常務取締役	(社)日本トウ・イト・ユアセルフ協会
稲垣 登志男	(株)菱食 ITネットワーク本部 本部長代理	(社)日本加工食品卸協会
大城 直樹	日本OTC医薬品協会 事業推進部長	日本OTC医薬品協会
小山 雄士	(株)セブン&アイ・ホールディングス システム企画部 システム企画シニアオフィサー	日本チェーンストア協会
柏木 知	(財)食品流通構造改善促進機構 参与	(財)食品流通構造改善促進機構
加藤 崇	日本スーパーマーケット協会 流通推進部 課長代理	日本スーパーマーケット協会
坂口 正之	日本化粧品工業連合会 常務理事	日本化粧品工業連合会
佐竹 孝	(社)日本アパレル産業協会 事務局長	(社)日本アパレル産業協会
関 淳弘	日本百貨店協会 業務推進部 マネージャー	日本百貨店協会
染谷 信雄	(株)ニュードラッグ 代表取締役	日本チェーンドラッグストア協会
竹下 順	(株)山星屋 情報システム部 部長	全国菓子卸商業組合連合会
藤根 康裕	(株)あらた 内部統制室 部長	全国化粧品日用品卸連合会
柳 富雄	森永製菓(株) 業務推進部 情報システムセンター長	全日本菓子協会
渡辺 政美	(株)大木 システム部 部長	(社)日本医薬品卸業連合会

3. 支援会員入会状況(平成21年4月23日現在。83社)

(社名 50 音順)

(株)アイシーエス	(株)コスモコンピュータシステムズ	(株)ニュートラル
(株)アイティフォー	小林クワイ(株)	(株)ネクステージコンサルティング
(株)あじよ	(株)サイバーリンクス	パワー・ワークス(株)
イーサポートリンク(株)	(株)サトー	(株)日立情報システムズ
(株)イーネット	(株)サンレックス	日立ビジネスソリューション(株)
(株)イービックス	(株)CSKシステムズ	(株)ビット・エイ
(株)インダ	GMOグローバルサイン(株)	(株)ひむか流通ネットワーク
(株)インターコム	(株)JSOL	富士ゼロックス(株)
(株)インタージ	シャープシステムプロダクト(株)	富士通(株)
(株)インテック	住商情報システム(株)	富士通エフ・アイ・ピー(株)
(株)インフォーマ	住友セメントシステム開発(株)	(株)富士通システムソリューションズ
(株)インフォメーションプロセッシングリサーチ	セイコープレジジョン(株)	(株)富士通総研
ウインキュラム ジャパン(株)	創玄塾	(株)富士通中部システムズ
ウルシステムズ(株)	TIS(株)	(株)プラス
(株)HBA	(株)TKC	(株)プラネット
(株)エス・エフ・アイ	(株)データ・アプリケーション	(株)フリーポート
(株)S-Parts	(株)デジタルコンセプト	(株)ヘリオス
エヌアイシー・インフォトレート(株)	鉄道情報システム(株)	北陸コンピュータ・サービス(株)
(株)NEC情報システムズ	(株)寺岡システム	ホンダロジコム(株)
NECトータルインテグレーションサービス(株)	(株)寺岡精工	ミツイワ(株)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	(株)ニッセイコム	三菱電機インフォメーションシステムズ(株)
大阪市中央卸売市場	日本アイ・ビー・エム(株)	三菱電機インフォメーションテクノロジー(株)
大阪商工会議所	日本アトバンストリーターズソフトウェア(株)	ユーザックシステム(株)
カストプラス(株)	日本情報通信(株)	(株)ユーフィット
カンダホールディングス(株)	日本電気(株)	(株)ユニックス
キヤノンITソリューションズ(株)	日本ヒューレット・パッカート(株)	(株)リテイルサイエンス
(株)クライム	日本ユニシス(株)	(株)リンネット
K・ビジネスサポート(株)	日本ラッド情報サービス(株)	